に、「

負ののれん発生益	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××

」を「

負ののれん発生益	×××

」に改め、同様式第２の３．⑶の表記載上の注意３．中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に、「記載することができるものとする」を「記載することを妨げない」に改め、同記載上の注意９．を次のように改める。

９．その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することを妨げない。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

別紙様式第十号の二第２の３．⑶の表記載上の注意に次のように加える。

10．当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記９．の注記と併せて記載することを妨げない。

（保険業法施行規則の一部改正）

第三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二項を削る。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第四条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年運輸大臣省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号中「正当な理由による」を削る。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第五条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二の表中「給付補てん備金」を「給付補**塡**備金」に改め、同雛形二の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

業務報告書雛形二の表記載上の注意１⑰を次のように改める。

⑰　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　無尽会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

業務報告書雛形二の表中

受入手数料	×××
その他の経常収入	×××

を

受入手数料	×××
貸倒引当金戻入益	×××
償却債権取立益	×××
その他の経常収益	×××

に、「

負のの	
貸倒引	
償却債	

」に、「給付補てん備金繰入額」を「給付補**塡**備金繰入額」に、「

負のの	
れん発生益	×××
当金戻入益	×××
権取立益	×××
ん発生益	×××

」を「

負ののれ	

」に改め、同雛形三の表記載上の注意４中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意７を次のように改める。

７　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　無尽会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

業務報告書雛形四の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同雛形四の表記載上の注意３中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

６　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この６において同じ。）を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

附属明細書ひな形１⑵の表記載上の注意２中「前期末及び当期末貸借対照表に計上されている」を「当期首又は当期末に計上されている」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類（信用金庫法第二十八条第一項に規定する計算書類をいう。以下この項において同じ。）についての監査報告及び会計監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類についての監査報告及び会計監査報告については、なお従前の例による。

２　新規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（次項において「新規則」という。）第二十三条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十二号）第九条の七第一項に規定する計算書類をいう。以下この項において同じ。）についての監査報告及び会計監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類についての監査報告及び会計監査報告については、なお従前の例による。

２　新規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。